

法律相談



相続、7

名古屋弁護士会 協会顧問 弁護士 楠田 勇爾

特別受益について—3

11、どのようなものが、生前贈与に該当するかは、民法第903条第1項の定めと、この条項に準拠した裁判例の積み重ね（判例）によります。

同条項は、「…遺贈を受け、又は婚姻、養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた…」と定めています。

12、その1は「遺贈」です。遺贈された、すなわち遺言で贈与された財産は、遺産の中に在するのであるから（ただし、遺言後に遺贈の対象とした財産を遺言者が他に処分したことにより遺産中に存しないことがない訳ではない）、生前贈与のように遺産（相続財産）に加算しないで、遺産分割に際して受遺者の取得分として計算してよい。

13、次は「生前贈与」です。

これには、①婚姻・養子縁組のための贈与（生前贈与。以下同）と、②生計の資本としての贈与があります。

14、持参金、支度金、結納金など、婚姻や養子縁組のために被相続人からしてもらった特別の支度の費用などがそうです。嫁入道具や婿入道具も、その購入代金が特別受益になります。

挙式や宴会の費用はどうでしょうか。これも含まれるとする考え方もありますが、これら費用は通常は婚姻・養子縁組する当人のためというよりは、親（被相続人）の世間に対する付き合いの費用として特別受益に該当しないとする見解もあり、特別受益に含まれないとするのが有力です（してはもらつたが、当人の懷には入らない）。ただし、挙式の費用として当人に現金を渡し、それで当人の趣味や好みの挙式がなされた場合は特別受益と解されます。

15、生計の資本とは、子（相続人）が独立して別世帯を持つために土地をもらったり、家を新築しても

らうなどが典型です。農家の二・三男が農地を分けてもらった、事業資金を出してもらったり援助を受けた場合も特別受益に含まれます。また、他の兄弟姉妹に比べて特に高等教育を受けさせてもらったとか外国留学をさせてもらったのも一般には特別受益とされていますが、被相続人生前の資産、収入や家庭環境からして扶養の延長としての教育として教育費を特別受益と認めなかった事例もあります。

これに対して、多額の借金の戻済をしてもらった場合で、それが遊興や道楽の場合は「生計の資本」に該当しないとする審判例があります。生活苦からする多額の借金の戻済いだしたらどのように判断されたでしょうか。

16、小遣錢、扶養料、誕生日祝いなどは、特別に可愛がられて小遣錢を多くもらったとしても、生計の資本ではなく、したがって特別受益ではないとされます。

17、生前贈与の時期には、遺留分のような定めはなく、したがって、なん年前に贈与されたものでも特別受益の対象とされます。

18、生前贈与された財産の評価の方法は次のようにされます。すなわち、生前贈与されたのが現金の場合、その金額を物価指数によって相続開始時点に換算するという裁判例があります。

また、生前贈与された動産・不動産が現存する場合は、贈与時ではなく相続開始のときの時価に引き直して評価されます。贈与されたそのものが存在しなくなっている場合は、その不存在の原因が受贈者の意思や故意・過失による場合は存在するものとして相続開始時の時価と評価され、そうでない場合は、生前贈与がなかったものとします（保険金や賠償金にかわっていれば生前贈与に代わるものとされ、相続開始時に金額に引き直されます）。